

A black ink seal impression featuring the characters '楚' (Chu) in a circular seal and '子文' (Zi Wen) in a larger rectangular seal to its right.

西だより 喰 平沢基九郎書

No.138 12月号

昭和52年12月10日 ■発行／与板町(代表者与板町長平澤甚九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



とじて保存して下さい

=野外の景色はわびしさをまして.....=
.....ラストスパート!!.....

冬の朝は、7時、8時になっても、まだ前夜の寒さが残っています。通りすがりの人はく息が真っ白にみえ、台所にくんでおいた手おけの水がカチカチに凍っていたり、前の晩、戸だなに入れておいた煮魚の汁がにこごりになっていたり、寒さはまだこれからも加わりますが、よいお年を迎えるため、ご家族みんなでがんばりましょう。

一人口の動き

		11月30日現在
()は10月末との比較		
人 口	7,831人	(+ 6人)
男	3,802人	(- 1人)
女	4,029人	(+ 7人)
世 帯	1,790	(- 2)
出生	10人	死亡 6人
転入	12人	転出 10人

冬の交通事故防止運動	多いスピード違反	3
交通事故緊急対策本部	3	3
雪の災害防止	除雪にご協力ください	4
年末年始の防犯	年未年始の防犯	4
女子中・高校生の	女子中・高校生の	4
未成年者の飲酒・喫煙は	未成年者の飲酒・喫煙は	5
ごみ・危険物の収集	ごみ・危険物の収集	5
社教からのたより	社教からのたより	6
税金あれこれ	税金あれこれ	7
民生(児童)委員決まる	民生(児童)委員決まる	8
夜の外出は明るい服装で	夜の外出は明るい服装で	8
心配ごと相談所とは	心配ごと相談所とは	9
町営住宅建設急ピッチ	町営住宅建設急ピッチ	9
かきの食中毒防止	かきの食中毒防止	9
保健衛生だより	保健衛生だより	10
お知らせ	お知らせ	10

おもな内容は

よいた町だより 52. 12. 10発行

保健衛生だより

12月19日 13時30分から15時
1才児検診 母子センター
対象者 S.50.12.1～S.51.3.31迄出生児

[10] かきによる食中毒の防止

(3) (生食)には使用しないで下さい。また加熱の際は充分に熱を通して下さい。
(4) 酢がき等の生食用に用いるかきは「生食用」と表示され、かつ鮮度のよいものに限ります。
かきは購入後も10度以下(なるべく5度以下)に保存して下さい。

福祉手当の支給について
福祉手当の十二月期支給分を来る十二月十日に支給致しますので、印鑑持参の上、住民課（福祉係）でお受け取り下さい。尚、十一月に繰上支給を受けられた方は除かれます。
歳末たすけあい運動に一協力下さい。

もてるよう福祉活動を行い地域の思いやりを示してやりたいと考え、歳末たすべき募金を計画しました。みなさんが社会連帯の精神にたつてこの運動にご協力下さるようお願いします。

野犬等による危害防止のため、飼えなくなつた犬、ねこをすてないよう!

日	曜	テ　ー　マ	日	曜	テ　ー　マ
1	木	電気毛布の買 い方と使い方	17	土	誇大な景品付き 販売に御用心
2	金		18	(日)	
3	土	漬け物の試買テ スト結果	19	月	
4	(日)		20	火	消費生活相談事例
5	月		21	水	
6	火	消費生活相談事例	22	木	加工食品の価格 動向
7	水		23	金	
8	木	加工食品の価格 動向	24	土	漬け物の原材料 と器具
9	金		25	(日)	
10	土	暖房効果をあげ る方法	26	月	
11	(日)		27	火	消費生活相談事例
12	月		28	水	
13	火	消費生活相談事例	29	木	消費生活に関する 条例（仮称） のあらまし
14	水		30	金	
15	木	コーヒーの上手 な入れ方	31	土	
16	金				

— ダイヤルしましょう — (0252) 67-7000
今すぐ役立つ消費者情報
「ハイ県くらしのダイヤルです。」

(2) 認して下さい。
「加工用」とは加熱調理
を意味するものであります。
従つて「加工用」と
表示されているものはた
とえ鮮度がよくても酢が

かきによる食中毒の
防止

福祉手当の支給について
福祉手当の十二月期支給分を来る十二月十日に支給致しますので、印鑑持参の上、住民課（福祉係）でお受け取り下さい。尚、十一月に繰上支給を受けられた方は除かれます。
歳末たすけあい運動に
一協力下さい。

タ一が引取ります。(引取
手数料成犬、成ねこ一頭につき
一、〇〇〇円)

冬期の道路確保は、私たちの生活を直接左右する重大な問題であり、町では毎

県道や町道の除雪に万全を期する体制ですが、この作業が円滑かつ、迅速に行われるよう皆さんの積極的な御協力と十分な注意をお願いします。

【4】

冬除雪ブルトーザやショベルドーザーなど、機械力を駆使し、県の計画に基づき将軍がシベリヤからやって来て、気圧の配置はいわゆる西高東低の冬型パターンに固定化し、北風の吹く所とそれぞれの土地の冬の天の戦いとなつて来ます。

段ときびしさを増し、毎年のことながら、降雪、積雪の量が多くなり、毎日雪との戦いとなつて来ます。

り除く等の処置をしてください。道路上の駐車は、絶対にやめてください。除雪用に待避所を設けますがそこへの駐車は絶対に避けてください。交通渋滞のもとになります。

一車線の道路には、処理する事が多いです。ご協力下さり、車を破損する恐れがあります。

あります。道路上には、処

り、交通渋滞のものとなります。

あります。道路上には、処

り、交通渋滞のものと

なります。

ります。

年末年始の防犯



ひつたくりのかせぎどき
～常に心の戸締まりを～

現金や貴重品の保管は厳重に
もし泥棒に入られたら…

けでも覚えておき、その場で何かに書きとめておくよ

うにしましょう。

「家に帰ったら、あき果ねらいに出くわした。
「目をさましたら、泥棒が枕元に立っていた」。

そんなときはびっくりして騒いだり、泥棒に手出ししないようにします。

泥棒が強盗に早変わりした

そななときには落ちない

泥棒の人相、みなりない

泥棒が出ていいから

泥棒が強盗に早変わりした

そななときには落ちない

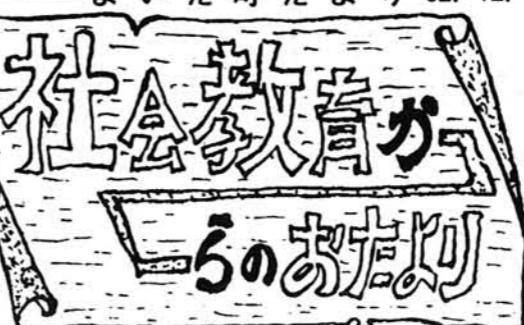
泥棒の人相、みなりない

青年研修を終えて!!

十一月十九日、二十日に、我々青年の集い研修会は、郡馬県の国立赤城青年の家で行われました。

参加者三十四名と引率の先生二名は、朝のままで、暗いうちに集合を終え、一路赤城へと出発。長岡へ着いた頃には、空は明るくなり、青空の多いのに気付きみんなの足どりも、より一層軽く見えた。

青年の家に到着。そこで第一印象は、回りの自然がとても美しいということ前方には、勇壮たる赤城山横を見ると榛名山ほか連なる山々が一望できる。こんな大自然の中で研修ができると思うと、本当に来てよ



よいた町だより 52. 12. 10 発行



青年の集いに参加して――

かつたと思った。研修は、キャンンドルサンス、青年期における理想的な男性像、女性像についての討議、オリエンテーリングと時間的にも、すこし



の声があがるほどでした。午後からフォーカダンスやフィルムを見て意見交換をし、夜のキャンンドルサンス、青年の集いが催されました。最後に、私はこのようないう人も沢山いたにもかかわらず、あれだけみんなが自然に会話をでき、ふれ合えることができた。これだけでも与板町の青年の輪がひっくり大きくなつたと言えます。しかし、若者の足跡だと思います。



藤田 祐司

地元をうるおす『たばこ消費税』

ハーデスケジュールだったかなあと思つたが、みんなが大変気持よく自分の係を確実に終えてくれたことでスケジュールをスムーズに進めることができた。これが実際に会話をでき、ふれ合えるでしょ。参加者の年令も十八才から二十四才まで幅広く、若い人の参加が目立つた。最後に、私はこのようないう人も沢山いたにもかかわらず、あれだけみんなが自然に会話をでき、ふれ合えることができた。これだけでも与板町の青年の輪がひっくり大きくなつたと言えます。しかし、若者の足跡だと思います。

いいます。何もせずに青春時代を過ごすよりも、自分自身何かやつた、参加したといふことが後になつて思われるよう、そんな青春時代を送りたいと思っていました。

愛煙家のみなさん、あなたが毎日吸うタバコの税金は、全部が国庫に入るので、たが毎日吸うタバコの税金数量に応じて、都道府県と市町村に「タバコ消費税」が支払公社から納付されます。その金額は五十二年度で、二十本入り一箱につき市町村へ二十四円二十五銭と市道府県へ十三円八十銭となっています。たとえば、あなたが一日に二十本吸つているとしますと、一年間で、地元の市町村と都道府県を合わせて約一万三千八百八十八円納めている計算になります。

タバコ消費税は、町の貴重な財源です。お出かけに他の市町村に通勤するサラリーマンがほとんどといつた市町村は、一人当たりの納付税額は当然低くなりますが、たばこを買ったタバコ売場のある自治体に対しては、たとえば、あなたが一日に二十本吸つているとしますと、一年間で、地元の市町村と都道府県を合わせて約一万三千八百八十八円納めている計算になります。

市町村へ二十四円二十五銭と市道府県へ十三円八十銭となっています。たとえば、あなたが一日に二十本吸つているとしますと、一年間で、地元の市町村と都道府県を合わせて約一万三千八百八十八円納めている計算になります。

タバコ消費税は、町の貴重な財源です。お出かけに他の市町村に通勤するサラリーマンがほとんどといつた市町村は、一人当たりの納付税額は当然低くなりますが、たばこを買ったタバコ売場のある自治体に対しては、たとえば、あなたが一日に二十本吸つているとしますと、一年間で、地元の市町村と都道府県を合わせて約一万三千八百八十八円納めている計算になります。



山田 かよ子

よいた町だより 52. 12. 10 発行

12月は年末調整の月

サラリーマンのほとんどの方は、毎月の給料から税金を差し引かれていますがこの税額は、あくまでもそのままの月々の給料について計算されたものです。そこで一年分の所得に対する税額を正しく計算するため、ことし最後の給与の支払を受けるとき、年の中途での出産・結婚・就職など扶養親族等の増減。

③住宅取得控除として税務署から通知のあった金額などが精算されます。年末調整の結果、それまでに差し引かれた税額が、年税額に比べて多くなっている場合は税金が戻り、逆に少ない場合は納めることになります。しかしこの年未調整で、ことしの納税が完了します。次の方々は、「確定申告」が必要です。

（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

住宅を新築された方へ

自分が住むために住宅を新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。住宅取得控除として税務署から通知のあった金額が戻り、逆に少ない場合は納めることになります。

（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引続いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引続いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引続いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引続いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引続いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引續いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引續いて居住することになります。

（2）床面積が一六五平方メートル以下であること。

（3）新築したり、新築住宅を買われた人は、その住宅に居住した年から三年間、所得の住宅所得控除が受けられます。

（4）住宅取得控除として税務

署から通知のあった金額が戻ります。

（5）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（6）次の方々は、「確定申告」が必要です。

（7）この年未調整で、ことしの納税が完了します。

（8）（控除額の計算）

1,000円×床面積²=控除額
（最高3万円まで）

（1）面積計算の明細書
（2）建築確認通知書の写し
（3）登記簿の謄（抄）本と契約書などで工事着手年月日・完了年月日・購入年月日を明らかにする書類
（4）住民票の写し
（5）この控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンは、一年目に確定申告をすると二年目・三年目は年末調整で控除が受けられます。
※併用住宅では、居住用専用部分が五十パーセント以上あること。

（1）工事完了または購入した日から

